

医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問主意書

提出者 吉田はるみ

医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問主意書

ダウン症に罹患した新生児の約五十％に先天性心疾患がみられ、ほかにも重篤な合併症や疾患を持つことが多いとされる。そのような場合、産まれた直後から入院そして手術を繰り返し受ける必要があり、子にも家族にも身体的・精神的・経済的負担が大きいと考える。

さらに、こだわりが強い、場面の切替えが苦手などの特性から、声をあげたり、暴れるなどして他の入院患者に迷惑がかかるため大部屋での入院を断られ、差額ベッド代が必要な個室に入院せざるを得ない状況になることが多いと承知している。

差額ベッド代は、通常、公的医療保険（国民健康保険・健康保険）の三割負担や高額療養費制度の適用対象外で、全額自己負担となるため、前記手術費用に加え、差額ベッド代の金銭的負担が家族に大きくのしかかる。

一 より快適な入院環境を求めて本人や家族の希望で個室を選ぶ場合ではなく、入院患者の特性等から個室を選ばざるを得ないような場合には、当該差額ベッド代も公的医療保険や、高額療養費制度の適用対象にするか、もしくは十分な助成を行うべきと考えるが、政府の見解を問う。

二 過去又は現在、このような医療的ケア児等、その子の特性で個室を選ばざるを得ないような場合に、その差額ベッド代を公的医療保険や高額療養費制度の適用対象とする又は助成する方向での議論や、検討はなされているか。これまでに議論、検討がなされている場合には、その状況や詳細をそれぞれ示された
い。

右質問する。